

# 行政常任委員会報告

令和 8 年 5 月 8 日  
午前 10 時 30 分開議  
議 事 堂

---

## ◎ 日程

### 1 税務課

(1) 専決処分について

### 2 市民課

(1) 財産の取得について

---

## ◎ 出席委員 (7 名)

高 間 澄 子 君  
荒 井 周 司 君  
徳 谷 康 憲 君  
工 藤 政 則 君  
君 島 孝 夫 君  
櫻 井 暁 君  
千 葉 勝 君

---

## ◎ 欠席委員 (0 名)

---

## ◎ 出席者職氏名

議長	大 山 修 二 君
副市長兼財政課長事務取扱	芝 木 誠 二 君
総務企画課長兼選挙管理委員会事務局長	
	板 垣 克 巳 君
税務課長	秋 山 俊 輔 君
税務課主幹	小 室 誠 君
市民課長	外 崎 伸 一 君
事務局長	堀 靖 樹 君
主幹	志 茂 隆 君
書記	増 井 菜々実 君
書記	大 井 友 彦 君

---

## 【委員長挨拶】

(高間委員長)

それでは、ただいまから行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は7名全員であります。ほかに議長が出席されております。理事者側からは、副市長、総務企画課長のほか、説明員として課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。各課の案件の報告を順に受け、これに対する質疑を行って参りたいと思います。

順番は、税務課、市民課といたします。

このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めて参ります。

## 【税務課】

(高間委員長)

それでは、税務課の報告を受けて参ります。

税務課主幹。

(税務課主幹)

税務課より、専決処分について説明させていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布され、原則として令和8年4月1日から施行されることから、市税条例の関係部分の改正について、地方自治法の規定に基づき専決処分をしたものであります。

なお、同法の規定に基づき、直近の市議会にて報告の上、承認を求めます。

改正の主な内容につきましては、まず1点目に、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限を撤廃するための規定の整備。

2点目に、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長するための規定の整備。

3点目に、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、一定の見直しを行った上で適用期限を3年延長するための規定の整備。

4点目に、暗号資産取引業を行う者に対し、特定暗号資産の譲渡等をした場合には、その譲渡所得等をほかの所得と分離して課税するため、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る課税の特例規定を新設するための整備。

5点目に、固定資産税の家屋及び償却資産に係る免税点を引き上げるため

の規定の整備。

6 点目に、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税の特例措置について、太陽光発電設備及び風力発電設備に係る課税標準の特例割合が見直されたことに伴い、条例で定める特例割合をそれぞれ地方税法で定める参酌割合にするための規定の整備。

7 点目に、軽自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割を軽自動車税に名称変更するための規定の整備。

その他、法令の改正に即した条項や文言の整理を行うものであります。

なお、関係条文につきましては新旧対照表を添付しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようでありますので、これで税務課を終わります。

#### 【市民課】

(高間委員長)

続きまして、次に市民課より報告を受けて参ります。

市民課長。

(市民課長)

それでは、市民課より 1 点、財産の取得について説明いたします。

概要でございます。

じん芥収集車を購入するために行った入札における予定価格、こちらが 2,000 万円以上であったことから、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び夕張市財産条例第 2 条、下にちょっと参考で枠をつけて記させていただいていますが、地方自治法につきましては第 96 条、次に掲げる事件を議決しなければならないと。その第 1 項第 8 号、条例で定める財産取得又は処分をすることとなっております。こちらの法を受けまして、夕張市財産条例第 2 条で、中段、予定価格 2,000 万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払いということで、今回は予定価格が 2,000 万円以上の動産の買入れ、こちらに該当しますことから、概要のほうに戻りまして、本件に係る議案を令和 8 年第 4 回臨時夕張市議会に提出するものでございます。

取得する財産でございます。プレス式じん芥収集車 1 台です。

契約の相手方につきましては、北富士産業機械株式会社。

仮契約の金額は 1,848 万円、こちらは入札の段階における予定価格が 2,000 万円以上でありましたことから、今回、臨時市議会のほうにも議案を提出いたしますが、入札を行ったところ 1,848 万円であったということでございます。

納期限につきましては、令和 10 年 3 月 31 日となっております。

以上でございます。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

荒井委員。

(荒井委員)

プレス式じん芥収集車なのですが、こちらは何トンを購入したのでしょうか。

(高間委員長)

市民課長。

(市民課長)

荒井副委員長のご質問にお答えいたします。

こちらは、4 トン車でございます。

以上でございます。

(高間委員長)

よろしいですか。

ほかにはございませんか。

工藤委員。

(工藤委員)

今回入札をするに当たって何社の入札があったのか、お聞きしたいと思います。

(高間委員長)

市民課長。

(市民課長)

工藤委員のご質問にお答えいたします。

入札に参加したのは 1 社でございます。

以上でございます。

(高間委員長)

よろしいですか。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようでありますので、これで市民課を終わります。

**【閉会】**

(高間委員長)

以上をもちまして、本日予定いたしました案件は全て終了いたしましたので、行政常任委員会を閉じます。

お疲れさまでした。

午前 10 時 36 分 閉会

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委員 長 高 間 澄 子

---